

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成23年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、

基本的項目では地域のお客さまからお預かりしている普通出資金が該当します。

(単位：百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	403	404
うち非累積的永久優先出資	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本準備金	-	-
その他の資本剰余金	-	-
利益準備金	403	404
特別積立金	2,948	3,105
次期繰越金	128	107
その他	-	-
処分未済持分	△ -	△ -
自己優先出資	△ -	△ -
自己優先出資申込証拠金	-	-
その他有価証券の評価差損	△ -	△ -
営業権相当額	△ -	△ -
のれん相当額	△ -	△ -
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ -	△ -
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ -	△ -
基本的項目 (A)	3,883	4,020
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-
一般貸倒引当金	127	103
負債性資本調達手段等	-	-
負債性資本調達手段	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-	-
補完的項目不算入額	△ -	△ -
補完的項目 (B)	127	103
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	4,010	4,123
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	480	480
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	480	480
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス(告示第247条を準用する場合を含む)	-	-
控除項目不算入額	△ 480	△ 480
控除項目計 (D)	-	-
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	4,010	4,123
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	25,513	25,342
オフ・バランス取引等項目	108	90
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,352	2,295
リスク・アセット等計 (F)	27,974	27,728
単体 Tier 1 比率 (A / F)	13.88 %	14.49 %
単体自己資本比率 (E / F)	14.33 %	14.87 %

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2 自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の

自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	25,622	1,024	25,433	1,017
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	25,460	1,018	25,291	1,011
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	0	1	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体等金融機関向け	-	-	0	-
我が国の政府関係機関向け	69	2	90	3
地方三公社向け	0	0	0	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,701	268	6,420	256
法人等向け	7,363	294	8,165	326
中小企業等向け及び個人向け	5,996	239	6,236	249
抵当権付住宅ローン	802	32	695	27
不動産取得等事業向け	1,662	66	1,268	50
三月以上延滞等	72	2	68	2
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	265	10	366	14
株式会社産業再生機構による保証付	-	-	-	-
出資等	549	21	353	14
上記以外	1,971	78	1,621	64
②証券化エクスポージャー	50	2	50	2
証券化 (オリジネーター)	-	-	-	-
証券化 (オリジネーター以外)	50	2	50	2
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファン) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,352	94	2,295	91
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	27,974	1,118	27,728	1,109

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4 %
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「地方三公社向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法 >

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) } \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4 %



3 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さら

には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ア. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内	76,167	77,018	35,567	35,642	15,460	17,642	480	480	222	221
国外	3,239	3,241	—	—	3,239	3,241	—	—	—	—
地区別合計	79,406	80,259	35,567	35,642	18,700	20,883	480	480	222	221
製造業	4,892	5,613	2,685	2,702	2,202	2,904	—	—	—	50
農業	224	228	224	228	—	—	—	—	—	—
建設業	5,556	5,867	5,556	5,867	—	—	—	—	56	76
電気・ガス・ 熱供給・水道業	391	887	0	0	390	887	—	—	—	—
情報通信業	45	39	42	36	—	—	—	—	—	—
運輸業	810	1,090	810	890	—	200	—	—	0	—
卸売業、小売業	4,800	5,107	3,800	3,896	998	1,207	—	—	33	33
金融・保険業	31,789	30,743	2,307	2,706	7,655	7,640	480	480	—	—
不動産業	2,585	2,039	1,885	1,738	700	301	—	—	52	50
各種サービス	3,492	3,433	3,490	3,230	—	200	—	—	61	1
国・地方公共団体等	12,896	13,877	5,457	5,444	6,752	7,542	—	—	—	—
個人	9,307	8,900	9,307	8,900	—	—	—	—	17	10
その他	2,613	2,429	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	79,406	80,259	35,567	35,642	18,700	20,883	480	480	222	221
1年以下	27,822	26,120	6,989	7,099	2,867	2,131	—	480	—	—
1年超3年以下	14,512	14,317	6,321	6,299	3,792	3,706	480	—	—	—
3年超5年以下	9,213	11,347	5,320	5,959	3,830	5,387	—	—	—	—
5年超7年以下	6,493	6,459	4,063	3,806	2,430	2,653	—	—	—	—
7年超	14,112	14,648	8,333	7,644	5,779	7,004	—	—	—	—
期間の定め のないもの	7,251	7,365	4,539	4,833	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	79,406	80,259	35,567	35,642	18,700	20,883	480	480	222	221

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料編36ページ 「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」参照

ウ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸出引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		22年度	23年度
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度		
製造業	—	—	—	56	—	56	—	—
農業	53	46	△6	△3	46	43	—	—
建設業	244	232	△12	△18	232	214	2	10
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	0	0	0	0	0	—	—	0
卸売業、小売業	326	302	△23	89	302	391	12	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	69	87	18	△58	87	29	58	—
各種サービス	78	79	9	△12	79	67	0	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	56	62	6	△14	62	48	—	8
合計	828	813	△7	39	813	852	73	18

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法は、適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎にあらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。当金庫では標準的手法を採用しており、有価証券等の資産については、

以下の適格格付機関4社をリスク・ウェイトの判定に使用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①格付投資情報センター
- ②日本格付研究所
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
- ④ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	667	13,645	365	14,622
10%	—	6,013	—	6,275
20%	5,177	23,448	5,462	22,397
35%	—	2,328	—	2,030
50%	3,791	272	5,108	277
75%	—	10,256	—	10,436
100%	1,698	11,459	1,001	11,660
150%	—	32	—	34
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	11,335	67,456	11,937	67,735

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。



4 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明により、ご理解の上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資業務事務取扱手順書」や「担保評価要領」等により、適切な事務取

扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等及び適格格付機関により一定以上の格付けが付与されている法人が保証している有価証券、保証付貸出金については、当該保証人の外部格付により判定しております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資業務事務取扱手順書」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,550	1,521	4,266	4,644

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は金利スワップ取引があります。また、当金庫が保有している一部のファンド型投資信託においても、間接的に先物外国為替取引、株式関連取引の派生商品取引が発生しております。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性がある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引に

ついては、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果		担保による信用リスク削減手法の効果	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	3	2	3	2
(i) 外国為替関連取引	1	2	1	2
(ii) 金利関連取引	2	-	2	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	3	2	3	2

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(1) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しています。

(2) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会が定める「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

(3) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①格付投資情報センター
- ②日本格付研究所
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
- ④ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

ア、投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
証券化エクスポージャーの額	100	100
(i) カードローン	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-
(iv) その他	100	100

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
20%	100	-	0	-
50%	-	100	-	2
100%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	0	0	0	0
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-
(iv) その他	0	0	0	0

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%。
2. (i)～(iv)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「リスク管理規程」上の事務リスク(役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こす事により金庫が損失を被るリスク)、システムリスク(コンピューターシステムの障害又は誤作動、システムの不備、不正利用等により金庫が損失を被るリスク)、その他のリスクと位置付けております。

事務リスク管理においては、監査部による定期的な内部監査を実施しているほか、営業店での定期的な店内監査を義務付けております。また、事務改善委員会の定期的な開催により、営業店事務の改善点の指摘と事務の統一化、合理化ならびに正確な事務処理に努めております。

システムリスク管理においては、当金庫のオンライン・システムの運用・管理は信金東京共同事務センターが行っており、同センターは、災害等の対策として万全なバックアップ体制を整備しております。また、当金庫はコンティ

ンジェンシープランの策定により、各種システムの誤作動やダウン時の対策にも万全な体制を確保しております。

パーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクの状況については、リスク管理委員会において定期的に協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会、常務会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益の3期平均をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

平成24年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は183百万円となりました。

8 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及びスト

レステストなどのリスク計測によって把握するとともに、定期的にリスク管理委員会を通じて、適宜、経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、適正な処理を行っております。

ア. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	287	287	92	92
非 上 場 株 式 等	261	261	261	261
合 計	548	548	353	353

(注) 上場株式等には債券並びに投資信託等の裏づけ資産のうち出資等に該当するものを含めております。

イ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
売 却 益	-	-
売 却 損	1	-
償 却	0	0

ウ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	△27	△26

エ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	-	-

9 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(200BPV・99%タイル値)の計測をALM管理システムや証券管理システムにより定期的に把握し、ALM委員会、リスク管理委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法
- 「再評価方式」

- ・コア預金
対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法：(日)過去5年の最低残高、(月)過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、(火)現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
- 満 期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産・負債
預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
99%タイル又は1%タイル値
- ・リスク計測の頻度
月次(前月末基準)

(単位：百万円)

区 分	運用勘定		区 分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度		平成22年度	平成23年度
貸 出 金	764	177	定 期 性 預 金	424	211
有 価 証 券 等	675	203	要 求 払 預 金	259	102
預 け 金	135	68	そ の 他	13	9
コ ー ル ロ ー ン 等	-	-	調 達 勘 定 合 計	696	322
そ の 他	2	1			
運 用 勘 定 合 計	1,576	449			
銀行勘定の金利リスク	879	127			

開 示 項 目

このディスクロージャー資料は信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成されております。当金庫では信用金庫法施行規則132条に定める開示項目以外にも積極的な情報の開示を行っております。

- 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - 事業の組織 ……26
 - 理事及び監事の氏名及び役職名 ……27
 - 事務所の名称及び所在地 ……28
- 金庫の主要な事業の内容 ……1
- 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
 - 直近の事業年度における事業の概況 ……2~3
 - 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……4
 - 経常収益
 - 経常利益又は経常損失
 - 当期純利益または当期純損失
 - 出資総額及び出資総口数
 - 純資産額
 - 総資産額
 - 預金積金残高
 - 貸出金残高
 - 有価証券残高
 - 単体自己資本比率
 - 出資に対する配当金
 - 職員数
- 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項
 - ① 主要な業務の状況を示す指標 ……35
 - 業務粗利益及び業務粗利益率
 - 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
 - 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
 - 受取利息及び支払利息の増減
 - 総資産経常利益率
 - 総資産当期純利益率 ……35
 - ② 預金に関する指標 ……35
 - 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他預金の平均残高
 - イ. 固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高
- ③ 貸出金等に関する指標 ……36
 - 用途別貸出金残高
 - 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - 預貸率の期末値及び期中平均値
 - 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高
 - 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - 代理業務貸付残高
- ④ 有価証券に関する指標 ……37
 - 商品有価証券の種類別平均残高
 - 有価証券の残存期間別残高
 - 有価証券の種類別の平均残高
 - 預証率の期末値及び期中平均値
- 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
 - リスク管理の体制 ……16~17
 - 法令遵守の体制 ……12
- 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 31~34
 - 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……18
 - 破綻債権に該当する貸出金
 - 延滞債権に該当する貸出金
 - 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- 金融再生法債権額開示 ……19
- 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……39~45
- 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ……37
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
- 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……38
- 貸出金償却の額 ……38
- 役員報酬等に関する事項 ……38
- 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨 ……34

素預かり防止のお知らせ

当金庫の職員が現金や証書・通帳等をお預かりする時に「受取証・預かり証」以外のもの(名刺やメモ等)をお渡しすることは絶対にありません。

また、「受取証・預かり証」にはお受取日・手続日以外の日付は記入いたしません。名刺やメモ等を受領された場合、その他取引についてお尋ねになりたいことがございましたら、直接当金庫お客様相談室にお問い合わせください。

【お問合せ先】 新発田信用金庫 お客様相談室
住 所 〒957-0053 新発田市中央町3丁目2番21号



0120-069577

(受付時間) 当金庫営業日 午前9時~午後5時
e-mail soumu@shibata-shinkin.co.jp